

第 2 回厚木市児童発達支援在り方検討委員会 会議録

会議の開催内容	
会議名	第 2 回厚木市児童発達支援在り方検討委員会
会議主管課	福祉部 福祉総務課 発達支援係
開催日時	平成 25 年 9 月 12 日（木曜日）13 時 30 分～15 時 30 分
開催場所	第 2 庁舎 2 階福祉事務所会議室
出席者	厚木市児童発達支援在り方検討委員会委員長ほか委員 6 人 福祉部（福祉部長、福祉総務課長、福祉政策係長、発達支援係長、同主査、障がい福祉課障がい給付係主査、障がい支援第二係主任） 市民健康部（健康づくり課母子保健係副主幹） こども未来部（保育課保育係主査）
傍聴者	なし

会議の経過は次のとおりです。

1. 部長あいさつ
2. 委員長あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 案件

(1) 療育支援体制（案）について

委員長： 案件に入る前に、今後の流れについて事務局から説明をお願いします。

事務局： 前回、資料を基に御意見を頂きましたが、療育に関して出来るだけ早く進めていきたい事業であるという声もございますので、早く報告書をまとめていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。今回、御意見がありましたら出し尽くしていただきたい。本日、庁内プロジェクトのメンバーを揃えておりますので、現状への質問や課題の認識などについて御質問をしていただいて結構です。次回までに、今回、いただいた御意見を基に報告書の素案を作成させていただきます。次回は、それを基に再度御意見をいただき、第 4 回の会議で大まかな報告書を作成していきたいと考えております。

委員長： それでは、案件に入ります。将来の療育支援体制について、前回事務局から説明をいただいた後に、色々な意見をいただきました。保育、幼稚園などの取組と課題、地域の発達障がいのお子さんの現状とか、お母さんたちに対してどのように支援

を行っていったらよいのか、小・中学校の問題、卒業後の就労の問題、虐待に対しての問題などの御意見を伺いました。本日は、関係部署の職員の方々が出席していますので、引き続き皆様方からの御意見、御質問をいただきたいと思っております。前回は、全体的な御意見を頂きましたので、今回は、乳児健診から相談事業、そして、たんぽぽ教室の相談事業、ひよこ園、就学と一連の流れの事業の中で一つ一つの御意見を伺い、最後に、漏れてしまった御意見を伺いたいと思っております。最初に、乳児健診の所から進めていきたいと思っております。今の乳児健診について説明をします。4か月健診、8・9か月健診は個別の医療機関で実施しております。1歳半健診、3歳半健診は集団の中で保健センターで実施しております。特に、1歳半健診の時に発達障がいのお子さんの早期発見が行われそのまま相談になり、たんぽぽに相談しながら療育に繋がるお子さんもいますし、そこで踏み切れない方は、市でフォローしながら3歳半健診に繋がっています。実際に乳児健診に携わっているのは、私だけだと思いますので、質問がありましたら伺いたいと思います。

委員：1歳半健診、3歳半健診で発見されなかったお子さんで、4歳児から子供たちの関わりの中で分かってくるお子さんがいられます。4歳児の時期は大事な時期であると思います。5歳児だと就学のことを考えると、間に合わないと思います。4歳児健診があったほうが良いのではと思っております。1歳半健診、3歳半健診でどのような点を見ているのか知りたいです。

事務局：1歳半健診ですが、発話があるか、有意語が出ているか、親の指示に従えているか、指さしがどの段階にあるのかなどが1次問診票に組み込まれていますので、それに基づいてお母さんから訴えのある時には、発達障がいに関する2次問診票で問診を行い、それに基づいて医師が判断しております。3歳半健診については、3語文が出ているか確認しています。コミュニケーションという部分が出てきますので、子供向けの絵本で形や色、概念的なもの、ある程度の単語などが分かっているか。物語的な絵本がありますので、本を見ながら、言語化して相手に伝えられるかなど拝見させていただいております。これも医師会と相談して作成した2次問診票で見えいき、最終的に医師の判断を仰ぎます。

委員長：例えば、1歳半健診で、子どもの集団の中での動きや保健師の問診の時にどのような動きをしているかを見ていることが多いです。個別で行うと集団での動きが分からないので、発達障がいのお子さんに関しては、それが集団健診のメリットだと思います。4、5年前から乳児健診の中で発達障がいのお子さんの早期の気づきに向けてどのような取り組みをしていったらよいのかということで、問診の場面にウエイトを置くなどすることで、以前より発達障がいのお子さんについての気づきが増えたのではないですか。

事務局：件数としては増えたと思います。

委員：健診の場面にはどのような人がいますか。

事務局： 医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士が1歳半健診に携わります。それに加えて、3歳半健診では目と耳の健診が加わりますので、言語聴覚士、視能訓練士が入ってきます。

委員： ひよこ園の職員は、携わっていないのですか。

委員： ひよこ園の職員は、携わっていません。

委員： 健診で何かしらチェックが入ったお子さんの保護者にはどのようにお話をしているのですか。

事務局： ケースバイケースですが、日々のやり取りなどを説明させていただいて様子を見るケースや心理士がお話を聞かせていただいて直に療育に繋げるケースもあります。

委員： 3歳半健診を受ける前の時点で保護者の間で心配の声があったり、保護者の方々で不安を持っている人もいます。

委員長： 一般的には、そこで診断を出すことはありません。3歳半健診では、今後のことが心配なので、個別相談や保健師が関わるように紹介させていただいております。いきなりということはありません。ケースワークの問題点は、保護者が受け入れられないと問診が中心であることもあり、気になっても次に繋がっていかないこともあるということだと思います。

委員： 1歳半健診で問題があると思われるお子さんは、どの位の割合でいるのですか。

事務局： 1歳半健診の24年度の受診数は1,775人の受診がありました。医師が要観察としたのが最終的に64人です。すべての流れを通して臨床心理士の個別相談を受けたのが162人でした。ただし全部が発達障がいということではなく、育児に不安のある方も含まれます。

委員： 3歳半健診の時に1歳半健診で心配があったお子さんがやっぱりということがあるのですか。

事務局： 比較的1歳半健診の時にフォローになっていて、3歳半健診まで引きずってきってしまったケースが多いと思います。

委員： 幼稚園に入園する前のクラスで、明らかに周りの園児とは違うお子さんがいます。私たちは、診断名をつけることができませんので「御相談に行ったらどうですか。」など勧める場合もあります。聞いてくれる保護者もいれば、大丈夫と断る保護者もいます。今の話を聞くと3歳半健診でかなり詳しく言っているのかなと思います。実際にそれについて事前に保護者からのお話はほとんどなく、入園後にはじめて「実はたんぽぽに行っています。」などと聞くこともあります。情報を事前にいただくことはできないことは分かりますが、やはり幼稚園としての対応が遅れてしまうので、うまく橋渡しができればと思います。

委員長：「健診では、何をしているのだろう。幼稚園や保育園ではこんなに心配だと言っているのに、お母さんは何もないと言っている。」という声も現場から聞かれる。個人情報があるので難しいとも思いますし、保護者の受け止められない時期に勝手に動くのはどうかとも思います。幼稚園や保育園、健診との連携をうまく取ればお子さんにとっても良いことだと思います。

委員：健診の結果は、口頭でお知らせしているのですか。

事務局：基本的には、母子手帳に記載しています。また、医師により記載方法は様々です。

委員：保育園では、母子手帳を参考にさせていただいています。健診の時に言葉の遅れを指摘された時に、健診の先生が「子どもに実況中継をするようにお話してください。」と指導して下さったそうです。とてもわかりやすく、素晴らしいと感じました。今の保護者は情報は多いが、良くも悪くも子どもを丸ごと肯定しているところがあるので、子どもの遊びをそのまま受け入れているというか、遊びを固定化させてしまっているところがある。でも、いろいろな遊びを提供してみることは大切なこと。そんな時に、「こうしてみるといいよ。」など、ある程度具体的に指導していただくと保護者は助かると思います。また、共通の発達表などがあればと思います。

事務局：保護者の方々は、マニュアルに書いてあることは良く御存知です。心理の場面では、多くのおもちゃを用意しています。心理は保護者との面接が主なのですが、保健師側でお子さんとお遊びをさせていただく中で遊びが広がらないお子さんなどには、具体的なアドバイスをさせていただいております。次にどのように広がっていったのか話を伺っております。発達表があればとのお話がありましたが、健診に来られた方々に、発達の目安についてのパンフレットをお配りしています。

委員：1歳半健診や3歳半健診でチェックされた場合、別室で様子を見ることになると思うのですが。保護者は、ある程度事前に情報は入れているとしても、受け入れにくい状況はあると思います。心理士や保健師さんたちはどのようにフォローしていくのですか。次のフォローまでの期間はどの位になりますか。

事務局：「わんぱくひろば」という遊びの場を提供させていただいております。1歳半健診終了後から2歳半までのお子さんを対象としています。その御案内は時期によって1か月先だったり、直ぐだったりします。わんぱくひろばは月2回行っていますが、御利用は月1回です。保育士、心理士、保健師で、主に保育士が中心に親子遊びを中心に遊べる場所を提供しています。心理士の個別相談を行っておりますが、お子さんの状況により心理士の判断で時期を決定しております。別室とのお話については、心理の個別指導はおもちゃを出さず関係で部屋は違いますが、保健師の個別指導と歯科衛生士・栄養士の個別指導などは一連で行っておりますので特別の部屋にという感じにならないようになっていきます。

委員：乳児健診の受診率はどの位なのですか。受けない人はどうしているのですか。
事務局：1歳半健診では95%、3歳半健診87.4%です。健診に関しては、なぜ受診しないのか等家庭訪問などで必ず状況確認をしています。

委員長：全く乳幼児健診を受けない子もいるのですか。

事務局：すべてが受診を拒否しているということではなく、中には小さく生まれ、ずっと入院しているお子さんもいるので、その場合は県の保健所と連携をとって個別訪問などで関わっています。

委員長：療育に繋がっていく前の健康づくり課母子保健係が行っている経過観察について、流れの説明をお願いします。

事務局：「わんぱくひろば」は、1歳半健診終了後から2歳半までのお子さんを対象に、月2回で行っています。参加の回数や時期などは、ケースバイケースとなります。集団での関わりが困難であると思われるお子さんに対しては、個別による心理士の相談の「親子のすこやか相談」を行っています。お子さんによって利用頻度は異なり、3か月に1回だったり半年に1回だったり、その間に保健師が電話でフォローを行ったりしています。その中で、既に発達に問題があつて心配がある場合には、教室事業から次に繋げる場合もあります。医師が入ったほうが良い場合は経過健診を行っています。月1回若しくは月2回、児童精神科医に来ていただいて、心理士が発達検査を行った上でお子さんの発達状況を伝えて行う健診です。わんぱくひろばを利用した後に発達に問題があるかわからないが経過を見て行ったほうが良い場合には、親子教室を行っております。月2回4か月間行っています。その間、心理士と個別面談を2回くらい組んでいます。そこで様子を確認して、たんぼぼ教室へ御紹介をしたりしています。そこでも保護者の方の気持ちが定まらない場合などは、3歳児健診でということになります。3歳児健診のあとは、直接たんぼぼ教室を御紹介する場合や、4歳までを対象にした親子教室も行っていますので、そちらを御紹介しています。その後療育を御紹介します。

委員長：保護者に良き支援者良き理解者になってもらうことが大切であると思いますが。

事務局：保護者にお子さんの特徴を理解していただくことも重要であると思います。

委員長：横浜市は発達障害の健診は先進的に行っていて、親子教室は、お子さんを見ながらの保護者への教育場面になっています。児童精神科医が入り、そのまま療育に入っていきますが、親御さんの気持ちはどうなのかと考えるとそれも厳しいところがあります。保護者の理解が重要なので、最初のきっかけが大切だと思います。次にたんぼぼの療育相談事業とひよこ園になります。たんぼぼの療育相談事業の説明をお願いします。

事務局：「たんぼぼ教室」では、最初に初回相談で保護者に対し主訴を伺います。それと同時にお子さんの様子を観察します。このときは臨床心理士又は言語聴覚士がお

話を伺います。初回相談を経たあとに、個別の療育が必要なのか集団での社会性を身に付ける練習が必要なのかを検討します。

個別指導が必要な場合には、たんぽぽ教室個別指導のプログラムを提供し、集団の療育が必要であれば、1歳児、2歳児の場合には早期グループ、3歳児以上の場合にはひよこ園を御紹介します。個別指導や集団での療育両方が必要な場合には、併用をお勧めしています。

委員長：たんぽぽ教室に相談するきっかけ、その年齢と、どういう形で相談にくるのですか。

事務局：保健センターからで1歳半健診や3歳半健診からのケースが多いです。幼稚園、保育園から「集団に入ってみたら少し気になる。」という4歳児のお子さんや、「小学校に入るときに少し心配だから入学前に練習をしてみてもは。」と勧めていただいた5歳児のお子さんも多いです。

委員長：その場には、医師は入っているのですか。

事務局：その場には、入っていません。

委員長：その件に関して幼稚園、保育園で何かお話がありますか。

委員：ひよこ園やたんぽぽ教室に通ってもあまり意味がないと言っている人がいて、それを他の保護者にも言ってしまう。すぐに成果が出ないことは説明していただいているとは思いますが。保護者の急ぎ過ぎとも思いますが、毎年、そのような言葉が出ているのは、やはり保護者にとって物足りなさがあるからだと思います。

事務局：プロジェクトチームで検討している中で、必要十分な支援が出来ていないという問題点を挙げていますが、これが「早期療育の拡充」の原動力となった点です。提供できる回数や保育士が保護者に寄り添う時間、セラピストが支援する時間がとても少なくなってきました。対象のお子さんが増えてきていることが原因でもありますが、それでも私たちはやはり親御さんに寄り添うことの必要性を痛感しているので、なんとかしたいと考えたシステムがサロンです。

委員：たんぽぽ教室に通っている保護者からの連絡帳に指導内容が書かれています。ある時には、心の揺らぎなどが書いてある場合もあります。職員の中でも、たんぽぽ教室で行っていることをもっと知りたいと言う声もあります。保育園と連携をしていただければ、もっと見えてくるものがあり、保育の現場で生かしていけるのではと感じています。

事務局：保育園、幼稚園から御紹介をしていただいて、たんぽぽ教室に来られる。ただし、保護者を介してとなっています。たんぽぽ教室では、しっかりと指導をしている場合でも、保育園、幼稚園に戻って、たんぽぽ教室では何でもなかったと言われたと保護者が報告をする場合があります。たんぽぽ教室と保育園、幼稚園との意思疎通が図られない状態となってしまっています。それが、お子さんを療育の機会から遠ざ

けてしまう結果になってしまう場合もあります。個人情報の問題もありますが、直接、保育園、幼稚園と連絡を取り合うなどの連携ができればと思っています。

委員：たんぽぽ教室で行っていることを教えていただけることで、連携を図り生かしていければと思います。

委員：今の繋がりのお話ですが、巡回に行った者の話でも、通常学級に通っていてお困りのお子さんについての話の中で、ひよこ園に通っていたという情報は入ってくるのですが、たんぽぽ教室に行っていたとの情報が伝わってこないそうです。もしかしたら、たんぽぽ教室で指導を受けていたお子さんが通常学級に行かれて、3年生位でお子さんの中で困り感が出てきたのかもしれないので、この繋がりが大事であると感じました。

委員：保護者は、ひよこ園に通うことを躊躇されます。また、たんぽぽ教室に通っていたことについては、無かったものにとの考えがあります。

委員：ひよこ園に通っている方は、お子さんの障がいについて理解をされている。たんぽぽ教室に通っている方は、もしかしたらとの考えがある。そこをフォローして、次に繋げていかなければならないと思います。

委員：受給者証、療育手帳は両方必要なのですか。

委員長：療育手帳が必要となるのがひよこ園です。その点でハードルが高くなっています。

委員：たんぽぽ教室ならまだ大丈夫との思いがあります。

委員長：集団の療育が必要ない場合、例えば言葉の遅れによる個別指導である場合には、たんぽぽ教室で終わってしまうことがあると聞いているのですが。

事務局：単純な言葉の遅れや、幼稚園、保育園でそれほど本人にとっても先生にとっても困り感がないお子さんで、単純な知的な遅れのお子さんの場合は個別指導のみの場合が多いです。

委員長：幼稚園、保育園での困り感は保護者からの話ですか。

事務局：先生からは、電話でお話を聞いたりしますが、保護者からのお話が主となります。

委員長：言葉の遅れでたんぽぽ教室に通っていて、小学校に入学して3年生位で勉強が難しくなるとはじめて繋がるというお子さんもいらっしゃいます。

委員：ある程度大きくなった方に対してサービスをする側の者として、つまづきがあった時期の記録が必要になってくるのですが、特別支援学級に通っている場合は別ですが、普通学級などでは伝わってこない。ある程度の記録を引き継いでいけるような繋がりのあるシステムを作っていく必要があるのではないのでしょうか。

委員：厚木市の全体の療育を総括する療育センターなどの包括的な組織があると連携がしやすく良いのではないのでしょうか。

事務局：自立支援協議会で作成したマイサポートブックを配り始めています。ひよこ園では全員にお配りしています。たんぽぽ教室では、全員に御説明をしましたが必要とされた方が2人でした。

委員長：親御さんがお子さんのことを理解する。カルテと一緒にだと思えます。今まで習ってきたことや苦手さなど、この中に入れながら大きくなっていければよいと思えます。

事務局：保育園や幼稚園からも、利用していただけるように後押しをしていただけたらと思えます。

委員：ひよこ園とたんぽぽ教室に通っている保護者の方の気持ちに違いがあるように思えます。データを幼少の時から取ることについて、保護者の方の気持ちはどのようなものでしょうか。

委員：わたしは、今も大事に持っています。それも自分が自分の子供のことを理解したからであって、子どもをこのようにサポートしていこうかと思わなければ作れない。何もない状態で書きなさいと言われても難しいと思う。障がい理解があって初めて生きるものではないでしょうか。

委員：宝にもなるし、紙くずにもなってしまう可能性があるということですね。

委員長：認識としては、お子さんには、苦手さも持っているし得意さも持っている。周りの人たちがお子さんの特性を理解してもらうことで、お子さんにとってプラスになり生きやすくなると、皆さんに思ってもらえると持ちやすくなると思えます。

事務局：何年か前の試行の時には、マイサポートブックをあまり活用できませんでした。その反省から、ひよこ園やたんぽぽ教室で検査やお話をする時にマイサポートブックを持ってきてもらい、説明をさせていただいております。

委員長：次は、将来の療育体制のサロンについて説明をしてください。

事務局：サロンは、気になるお子さんがいつでも気軽に通える場所を考えてみました。支援の空白期間の解消や集団生活での子供の様子の確認で、初回面接の役割を持たせたいと思っています。今までの初回面接はお子さんとのやり取りは1対1でしたので、集団生活の様子は親御さんから聞くしかありませんでした。また、グレーゾーンの親子の孤立感の解消の役割もあります。児童館やもみじの手などに、遊びに気軽に行けないとの声も聞いております。保育士を多く配置し安心して遊んでいただける場所を考えました。ここで、考えなければならないのは、来たくない人に対して、来やすいようにする何らかの工夫です。きちんと考えていかなければならないと思っています。

委員長：一番気になったところが、来る人がいるのかというところでした。あそこに行ったら…という形にならないか。行くことに覚悟が必要になってはいけないと思えます。行ってみたらよかったと思ってもらうことが大事ではないでしょうか。

委員：うちの子の場合も、地域の公園に行けないこともあり、その時に行ける場所があればとも思いました。夕方や家事の合間にいけるような時間にしていただけたらと思います。また、遊び道具がたくさんあれば行きやすいです。

事務局：もみじの手と比べられることを危惧しています。

委員：場所は、もみじの手と別の場所なのですか。

事務局：今のもみじの手の場所です。

委員：学齢期の子供も利用できるのですか。

事務局：今後、御提案していただければと思います。

委員：学齢期の時に相談する場所があればよかったと思うことがありました。

委員：お母さんたちは専門家が好きなので、サロンに専門家がいていただけたら助かります。それで口コミで広がっていくといい。サロンの担当者の責任はとても重要になってくるので、そこは気を使ってほしいと思います。

委員：昨年、巡回相談で来ていただいたときは、勉強になりました。サロンが保育士も勉強できる場所になればよいと思います。

委員：サロンは何課がやるのですか。

事務局：今は3つの部にまたがっています。今、何課にということではなく、一番良いと思われる体制を作っていきたいと思っています。

委員長：次は、現在のひよこ園について説明をお願いします。

事務局：ひよこ園には、3歳児から5歳児までのお子さんが約80人から90人位在籍しています。週1日通っているお子さんや、週2日、3日通っているお子さんがいます。また、半日だけ通っているお子さんもいます。半日療育グループと1日療育グループと分かれています。半日療育グループは、幼稚園、保育園に行っている方が原則です。1日療育グループで、親御さんがお子さんの特性を理解していただいた方が対象となります。半日グループは、月曜日から金曜日までの間で8クラスあります。それぞれが目的を持ったクラスで、1日療育グループにいる間にウイークポイントを掴み、親御さんと共有し、そこに対して一番アプローチできるクラスにお誘いします。一日療育グループですが、親御さんがその子のことをよく知ることが目的で10時半から2時位までで給食・着脱などを含めたグループです。

委員長：厚木市では、まだ親子分離ができない。親御さんが連れて行かないと療育ができない。働いている方や、兄弟がいる方、御兄弟で障がいのあるお子さんがいる方は通えない。高いハードルがあり療育を受けられない場合があります。それから、肢体不自由児のお子さんは、厚木の場合には十分なりハビリを受けることができなくて、藤沢療育センターまで行かなければならないお子さんがいるのが現状です。その辺はぜひとも変えていただけたらと思います。

事務局：早期療育の拡充の中で、今御指摘をいただいたところをできるだけ盛り込んでいきたいと思っています。

新しく考えているひよこ園では、日々通園の母子分離クラスを考えております。また、幼稚園と保育園と併行して御利用いただけるクラスも必要であると考えております。肢体不自由児も、日々通園のほうで支援していけたらと思っています。

委員長：兄弟支援・ケアも考えていかなければならないと思いますので、お願いします。保護者にひよこ園で何をやっているのか理解していただくための支援や幼稚園、保育園との連携についてもお願いしたい。

委員：日々通園は一日何人を想定していますか。

事務局：30人強を想定しています。

委員：幼稚園や保育園を利用しながら新しいひよこ園を利用する場合、1時間だけ使えとか、想定はあるのですか。

事務局：現在の半日療育グループと同じように、半日ごとにお誘いする予定です。

委員：幼稚園、保育園で受入先がないとの声があります。

委員長：児童発達支援センターができた場合、入園前に幼稚園や保育園への掛け橋となっていたらと思います。

委員：障害児保育に関しては理解のある市なので、人材の加配などについて配慮していただきありがたい。今後ともよろしくお願いしたい。

委員：センターの人員について、どのように考えていますか。

事務局：最低限の国基準はもちろんだと思いますが、現状のひよこ園の質を落としてはいけないとは感じています。

委員長：児童発達支援センターについて、説明をお願いします。

事務局：現時点では、毎日通えるタイプの児童発達支援、幼稚園・保育園と併行して通う児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援となっております。センターで18歳までというお話がありますが、その前に新しい療育体制の中の面接、療育相談で行っていくことを考えています。ただ、すべてをここで抱えるのではなく、しかるべき所に繋げるコーディネートの役割が果たせたらと考えております。

委員長：チェックされたけどすり抜けてしまったお子さんや、療育に繋がったけれど切れてしまったお子さんで、小児科を訪れるケースには、二次障害をおこしているお子さんも多い。厚木市には青少年教育相談センターというのがありますが、その時に青少年教育相談センターが果たす役割としては、どちらかというとカウンセリング。日常のソーシャルスキルなど、色々なことを身に付けるための、療育と同じようなやり方を年齢に合わせてやったほうが良いと思います。教育委員会にも働きかけていきたいと思います。

委員：学校に行くと、特学であっても、学習面は支援してくれるが、療育はやってくれません。生活の質を上げるための支援が、学校では手薄になるので、そこをカバーする場所がほしい。自分で療育センターなどを探せない親は、そのまま行ってしまい、お子さんは日常生活の自立ができず、問題行動に対してもやみくもに抑え込むか

ら二次障害を起こし、不登校、ひきこもり状態になる。そうなる前に、相談できたり、療育を受けられたりする場所がほしい。児童発達支援センターがそういう場であってほしいです。

事務局：相談とコーディネートに関しては、上の二つの部分で何とかカバーできると思っています。しかし、今御意見いただいたのは、放課後等デイサービスのことだと思いますが、それはおそらくひよこ園のところに入ってくるイメージ。現状として、日中一時はあっても、放課後等デイサービスで療育をしている場所はあまりない。行政の責任で考えたときに、物理的な問題・人員の問題がクリアできれば、やりたいではなく、やらなければと思っています。今の状態でそこまでやりますとは言えない状況なので、将来的な課題として考えています。

事務局：受給者証を持っているお子さんに対する児童発達支援の部分も、すべてが市で受けられるとは思っていません。民間の力も借りていくことを考えていますが、例えば受給者証を持っていなくて、小学生になってから相談を受けた時、サロンの個別指導だけちょっと行きたい、ということも含めての御意見でしょうか。

委員：そうです。それもありでいいと思います。ただ、ちょっと困ったから相談したいとサロンに来て、実際は「ちょっと」ではなかった場合、その対応をサロンでやるのか、児童発達支援センターに移すのか、その見極めをどうするのかというのは、私の中では疑問です。サロンなら受給者証なし、放課後等デイサービスなら受給者証が必要になるので、難しい点だと思います。

委員長：その場所がないために、多くの保護者は、小学校に上がったら療育を受けなくてもいいと思ってしまう。そこが問題です。勉強も大事だが、生活の質を上げるために療育は必要なのです。

委員：それは学校側としても安心感に繋がるのではないのでしょうか。学習室の先生は去年まで通常級の担任だったり、突然異動になったりした人も多く、先生自身も不安だとおっしゃっていたことを耳にしたことがあります。だから、放課後等デイサービスは、すごく良いことだと思います。

委員長：放課後等デイサービスは、ただ時間を過ごすだけの場所なっていることが多いですが、そうではなくて、放課後の時間を使って、生活の質を上げているための支援をしていこうということだと思います。

委員：ただ、その生活の質を上げるという認識が、親御さんにあまりないのが現状です。一般的にもあまり浸透していないせいもあります。特にアスペルガーのお子さんをもつ親御さんに多いのですが、学校の勉強ができればいい、大学に行ければいいと考えています。しかしそうではありません。買い物・ひとり暮らしができるかという視点で考えるような認識を持てるように、発信して行ってほしいです。養護学校の子どもたちの放課後等デイサービスは、本当にただのお預かりでしかない。そこに療育のかけらもないのが現状です。

委員： どんどん児童の施設が無くなっています。その機能をどこが請け負ったかという、義務化になった学校教育。だからまさに放課後等デイサービスは学童的な機能というレベルです。しかも、そうなってからしばらくは入所施設で培った経験があったのですが、現在は、職員も療育機能からはずれた中にいるので、今後は、かなり人材を育てていかなければと思っています。その辺の実態も御理解いただきたいと思います。

委員長： 小学校にあがってからのお子さん、年齢が高いためにかなりいろんな癖がついてきてしまい、いろんな問題を抱えてしまっているお子さんをどうするかが課題だと思います。

委員： 厚木市の療育はどうなっているのかと、厚木市内外の人からよく言われます。だからこそ、児童発達支援センターとサロンの立場というのはとても重要で、期待しているところです。

委員： 窓口がはっきりしているとわかりやすいと思います。保護者・幼稚園・保育園・医療すべてに対して窓口は一つで、そこから広がっていくとよい。そういうセンターであってほしいです。また、ひよこ園という名はそのまま使われるのでしょうか。今までのイメージが強すぎると思われるので。名前は大きなものだと思うので、継続するのか、しないのかは熟考したほうがよいと思います。

事務局： まだ素案の段階なので、そこまでは検討していないところです。

委員長： 就学してからの問題も多くあるので、そこも対応していけるようにしていただきたい。あと、親の会との連携もいい形で行ってほしいです。横浜市は、健診からの療育システムができあがっていて、親御さんの気持ちに関係なく療育のルートに乗って行ってしまうところはよし悪しだとは思いますが、厚木市ではそういうことのないようにしてほしいと思います。ただ、その中で親御さんが良かったと言っているものに親の会との関わりが挙げられていました。それはとても大事なことだと思います。

委員長： 5歳児健診の話に移ります。一般的に他市町村でも言われているように、乳児健診ではあまり気が付かれない、高機能のお子さん、AD/HDのお子さん、学習障害に繋がるような苦手さ・不器用さを持つお子さんについて、学校にあがる前に分かる場所が必要なのではないかという意見があります。それをどこでやるかという問題も医師会の中では話されています。ただ、療育に行けないのに、気付いてしまってもどうしたらよいのかと混乱を招くだけなので、そこは気を付けなければいけないところだと思います。どうピックアップして気付いていけるかということ、5歳児健診をどこがやっていくのかも、方向性を見つけていかなければならないところでしょう。

委員： どこかの県で、5歳児健診をやっているところはあるのですか。

委員長： 鳥取県はやっています。県内でも、平塚がアンケート形式始めたところですが、そこに関してはどう考えていますか。

事務局：体制的にはまだ何もできていないので、個人的な意見として聞いてほしいのですが、やはり見つけた後の支援が用意されていなければ、スタートは難しいと思います。新しいこの療育体制をスタートしてみて、保護者にとって良い方向が見え、幼稚園・保育園との連携がきちんとできるような体制が整ったら、庁内での調整に入るのかと思っています。ただ、今の集団方式だと難しいと思っています。専門で診てくれる児童発達専門医が県内にとっても少なく、確保が難しい現状があるからです。平塚のような、アンケート方式の中でハイリスクのお子さんをどう支援していくかということになるだろうと、私個人としては思っています。ただ、アンケート方式だとどうしても保護者の主観に左右されるので、見落としの部分も出てくると思います。どういう形でやればいいのか、これからの検討課題だと思っています。

委員長：なぜそれを行うかといえば、やはり学校に入るとき、入ってからの配慮のためだと思います。最初につまずいてしまうとつらいので、そこを防ぐために必要なのは教育現場との繋がりなのでしょうね。

事務局：一番気になるのは体制と連携だと思うので、そのあたりの担保ができないのに、手をつけて台無しにしてもいけないと思っています。目指すべきものをお示しいただき、それに近づける形で進めていきたいと思っています。

委員長：長時間にわたっていますが、他に何か御意見や言いたいことなどは。

委員：厚木市の新しい療育支援体制が、サロン・児童発達支援センターから組み立てられていき、そこから学校・福祉・保健・障害の連携がとれるようになっていけば、どの年齢で診断され、支援が必要だということになっても、この支援の輪ができていれば、絶対にうまくいくと思います。それが理想。今、私たちはとても大事な検討に携わっているとうれしく思っています。

委員：ある園長先生からきいたエピソードをひとつ。保育園の時は母親が子どもの障がいについてあまり認めていなかったのですが、小学校にあがってどうしようもなくなり、保育園に相談しにきてくれた。それは子育て期の中で一番信頼できる所が保育園・幼稚園だったから。その子の育ちは連続していくものなので、卒園したから切れてしまうのではない。だから、保育園・幼稚園でも同じようなアドバイスができる、そんな連携の輪を作るための体制として、この新しいシステムに期待しています。

委員長：色々な御意見をいただき、ありがとうございました。ではこれで第2回の会議を終了といたします。